

薬生食輸発1018第1号
平成30年10月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮トマト及び生鮮ミニトマトの検査命令免除対象輸出者の追加)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:平成30年10月12日付け薬生食輸発1012第1号)にて通知したところである。

今般、韓国政府から、対日輸出生鮮トマト及び生鮮ミニトマトについて、残留農薬に係る管理が適切になされているとして、下記の輸出者をID登録した旨の連絡があったことから、同通知の別表17を別紙1、別表18を別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

SAEBOM AGRICULTURE CORPORATION INC.